

あいおい損害保険 天津(中国)にて支店の営業免許を取得

—外資損保として初めて天津に支店—

2007年6月1日

あいおい損害保険株式会社(社長 児玉 正之)は、昨年11月中国保険監督管理委員会より天津市での支店設立の認可を取得し、開業に向けた準備を行っていましたが、この程同委員会より営業免許(経営保険業務許可)を取得しました。今後、各種手続を経て6月中に開業の運びとなります。

当社は現在、北京・天津・上海・広州および香港に駐在員事務所を設置し、保険に関する情報の提供などの各種サービスを行っておりますが、当社の主要なお客様が進出されている天津地区におきましては、保険の直接引受のニーズがとりわけ高いことから、支店設立を計画し、この度営業免許を取得いたしました。

天津市濱海新区は昨年国務院より、80年代の深圳・90年代の上海浦東地区に次ぐ第三の総合改革実験地として指定され、その開発が国家プロジェクトとなり、経済発展が大いに期待され保険ニーズも益々増大していくものと予想されています。

支店開業後は、日本の保険会社の特色としての木目細かなサービスをお客様に提供することが可能となります。また、中国のお客様に対する保険販売にも注力し、中国における損害保険の普及に貢献することをめざしてまいります。

<天津支店の概要>

名称：愛和誼保険公司 天津分公司

：あいおい損害保険株式会社 天津支店(日本語)

所在地：中華人民共和国天津市和平区南京路75

設立準備認可取得：2006年11月

経営保険業務許可証受領：2007年5月31日

開業時期：2007年度6月中(予定)

要員体制：日本からの駐在員6名、現地採用社員19名

設立目的： 損害保険契約の元受業務及び再保険業務
各種保険サービスの提供

以上

中国関連取組み状況

中国室設置（2003年6月）

中国における顧客対応力を強化するため、国際部内に中国室を設置。
日系企業の中国進出が進む中、成長が予想される中国保険市場の調査研究を行う体制を構築しました。

天津、広州で卓球大会の開催（2003年11月1・2日 - 天津、2004年12月18・19日 - 広州）

トヨタ自動車の生産拠点のある天津・広州において、日本、中国、韓国、香港の4カ国・地域の選手を招き、これらの国・地域の親善を図るため、トヨタ自動車と卓球大会を共同開催しました。大会は地元での知名度を考慮して「トヨタカップ国際卓球招待大会」として開催され、日本からは福原愛選手も参加しています。

中国進出セミナー開催（2003年11月19日 - 東京、2004年3月3日 - 名古屋）

中国進出を検討している企業を対象に、東京および名古屋でセミナーを開催。テーマは、中国での『ビジネス慣習の根源』として中国における人事、労務管理を行ううえでの重要なポイントを中心とした内容で、多くの参加者を得ました。

北京交通安全フォーラム参加（2004年4月18日～21日）

中国の公安当局、交通安全協会が主催した交通安全フォーラム（北京で開催）をトヨタ自動車と協賛しました。急速にモータリゼーションが進む中国では、交通事故の軽減が重要な課題となっていることから、交通安全の推進のための展示会、フォーラムに参加し、今後も自動車文化の健全な発展に貢献していきます。

上海・広州に駐在員事務所を新設（2004年8月）

上海・広州に事務所を増設し、北京、天津、香港を含めて5事務所体制となりました。

北京で自動車保険セミナー開催（2004年11月30日）

中国における自動車保険の健全な発展に寄与するため、中国保険行業協会の要請に応じて日本の自動車保険制度、損害調査体制などを主題としてセミナーを開催。中国保険業界から多数の参加者を得ました。

広東省にPICC社（中国大手保険会社）が設立した保険ブローカー会社に資本参加（2004年12月18日）

PICC社との提携強化、顧客サービスの拡充を狙いとしてPICC社が広州に設立した保険ブローカー会社（China Insurance Brokers Co., Ltd）へ3%の資本参加をしました。

北京・天津で損害調査業務シンポジウム開催（2005年10月20、21日）

保険会社・ブローカー・損害調査会社・保険関係学識経験者約350名の参加を得て、損害調査業務のシンポジウムを開催。

当社から講師を派遣し、モラルリスク対策・修理費協定等に関する講演を行いました。

広州自動車グループと合併にてブローカー会社設立（2006年6月）

広州トヨタ社が2006年6月からカムリを生産・販売するのに先立ち、トヨタ自動車の現地パートナーである広州自動車集団と保険ブローカーを設立しました。保険業務の標準化を図ると共に、新たな保険販売ビジネスを構築、浸透させることを目標としております。

中国保険監督管理委員会より天津支店設立準備認可を取得（2006年11月）

以上

<参考>

中国における保険会社支店の営業範囲は、認可を取得した地域に限定されております。ただし、以下の条件に合致する大規模物件の場合には当該地域外の物件についても保険販売が認められています。

地域を越えて引受可能となる条件

(1) 大型の企業物件

総投資金額が1.5億元超で、年間総支払保険料40万元以上の企業物件

(2) マスターポリシー

天津に本社があり、同一法人で、複数地域に点在するリスクを1証券で引受ける場合

(3) 海上・運送保険